

民事模擬裁判 (茂垣 博、蒲 俊郎、千葉 理、 菅谷貴子、永井公茂)	2、3年前期 2年後期	選択必修	2単位	集中
---	----------------	------	-----	----

1 科目内容・目標

この授業は、民事裁判実務についての裁判官と弁護士の役割を模擬的に体験させ、裁判運営のあり方を考えさせるとともに、民事実体法および手続法を実務的視点から立体的に理解させ、民事裁判実務の基礎を修得させようとするものである。

具体的には、それぞれの学生が、当事者、証人、訴訟代理人、裁判官などの役割を分担し、模擬事案に基づいて民事訴訟手続を模擬的に追行し、体験することによって、手続の流れ、訴状や答弁書など必要書類の作成、裁判官と弁護士の役割ないし職務などを実践的に理解するとともに、訴訟において立証すべき事実およびその立証の仕方や事実認定過程の構造を認識することが目標である。民事実体法と民事訴訟法とが絡み合うダイナミズムを実感し、模擬法廷での口頭弁論において事実と法の両面にわたって対論を尽くすことの意味、そのための基本的スキルの必要性を体感できるようになることが期待される。

2 授業の基本方針

この授業では、「観客に見せるための模擬裁判(＝演劇型)」としてではなく、「自らの判断で実際に追行してみる模擬裁判(＝追行型)」の方法により、かつ、法律論を展開する「上告審型」ではなく、むしろ事実認定に比重をかけた「第一審型」で行うこととし、授業を3期に分ける。

第1期は、模擬事案に基づいて、説明を受けながら、書面を準備作成し、訴訟手続の流れや構造を理解することを主眼におくものであり、事前学習として、教科書の指定された該当部分を十分に理解してくることが求められる。その上で、準備された模擬事案に基づいて、授業での説明を受けた後、実際に、訴状、答弁書を全員で起案し、課題として提出させる。

第2期は、受講生を裁判官チーム、原告代理人チーム、被告代理人チームに分け、各々のチームで第3期に行う法廷教室における訴訟追行に対する準備を行う。原告チーム、被告チームは、準備書面、証拠申出書、尋問事項書を作成し、課題として提出する一方、裁判官チームは争点整理を行い、法廷教室で行う口頭弁論期日における訴訟指揮に対する準備を行う。

第3期は、分担したそれぞれの役割にしたがい、実際に、法廷教室において訴訟追行をしてみる。すなわち、原告とその代理人は訴状、準備書面を陳述し、被告とその代理人は答弁書、準備書面を陳述し、証人などと打合せのうえ、証人尋問を行う。裁判官は、口頭弁論期日を主宰し、証拠調べを行い、口頭弁論に現れた事実のみに基づいて、争点について判断し、判決書を起案し、判決の言渡しをすることになる。当然のことながら、それぞれの役割に応じた積極的な準備と関与が求められるだけでなく、裁判官チーム、原告チーム、被告チームにおいて十分な相互の連携と協力が不可欠なものとなる。教員は、原告・被告チームの準備書面の主張方法、尋問の手法、裁判官チームの訴訟指揮、判決の理由付けについて、コメントを行う。

最終回到教員が全体講評を行うが、それぞれの役割からの視点に重点をおいた、模擬裁判全体についての期末レポートの提出を求めることもある。

3 成績評価

この授業科目の性格上、担当する役割への熱意、授業における質問ないし発問に対する応答、提出された書面の出来を総合的に勘案して、厳格な合否判定を行うこととなるが、その判定は、担当する役割への取り組み及び応答 50%、提出された訴状や準備書面等の書面の内容 50%の比率とする。

4 教材

教科書として、司法研修所監修『4訂 民事訴訟第一審手続の解説—事件記録に基づいて』(法曹会)を使用する。ほかに、模擬事案にかかる資料、訴状や答弁書など書式のひな型、基本的な訴訟進行シナリオなどを配付することがある。授業の各段階で、司法研修所教材ビデオ「民事訴訟第一審手続の流れ」を視聴させる場合もある。

参考書としては、司法研修所編『10訂 民事判決起案の手引き』(法曹会)を推奨する。また、小島武司＝加藤新太郎＝那須弘平編『民事模擬裁判のすすめ』(有斐閣)、山本和彦『よくわかる民事裁判第2版補訂』(有斐閣)は入門書として有益であろう。なお、以上のほかに、民事訴訟法に関する教科書や参考書、および模擬事案によって民法や商法など民事実体法に関する教科書や参考書も、必要に応じて参照されなければならない。

5 授業計画

全 15 回の授業予定は、以下のとおりである。

第 1 回 ガイダンス:資料(事案)の配付、授業内容の説明、スケジュールの確認など

授業進行のスケジュール、授業で使用する教材などの概要について補足的な説明と訴訟提起までの手続の解説(教科書・本論 1—15 頁)を行う。

模擬裁判を第一審型として行うことから、民事訴訟法の復習の意味合いも含めて、第一審手続の流れを確認させ、それぞれの手続段階で必要となる書類にはどのようなものがあるか、また、訴訟に要する費用として、訴状に貼付する印紙代の計算はどうするか、弁護士費用の計算はどうなるか等について理解させる。

第 2 回 原告側からの事情聴取と訴訟の構想の検討

弁護士の職務として、模擬事案に基づいて、まず、紛争主体であり、原告となる当事者の側からの事情をどのように聴取するか、そこからどのように法的な構成を行い、どのような請求を立てて主張立証していくか等を検討し、〈訴状のひな型〉を参照させつつ、その作成方法について理解させる。

作業としては、資料配布[その 1](原告側証拠資料)(全員)を検討したうえ、原告本人からの事情聴取を行い、提起すべき訴訟の構想の検討、請求の趣旨・原因の検討を行うことになる。

第 3 回 訴状の作成

課題 訴状の作成(各自)・提出

教科書(巻末・事件記録編 9 頁)参照

第4回 被告側からの事情聴取と応訴の構想の検討

訴状起案の講評、訴状の確定。

弁護士の職務として、模擬事案に基づいて、もう一方の紛争主体であり、被告となる当事者の側からの事情をどのように聴取するか、そしてその結果に基づいて訴状に対してどのように反論し、争っていくか、被告の答弁をどのように法的に構成し、主張立証を組み立てていくか等を検討し、〈答弁書のひな型〉を参考にして、答弁書の作成内容を議論する。

作業として、配布資料[その2] (被告側証拠資料) (全員)を検討したうえ、被告会社従業員からの事情聴取を行い、応訴の構想を練り、答弁書の起案内容を検討する。

第5回 答弁書の作成

課題 答弁書の作成(各自)・提出

教科書(本論23—54頁、巻末・事件記録12—23頁)

第6回 双方の主張の突合せと主張の補充

答弁書起案の講評、答弁書の確定。

双方の主張の突き合わせ、提出すべき書証の選定

訴状と答弁書を突き合わせて、そこからどのように争点を引き出し、これに対応する証拠としてどのようなものが必要となるかなど、双方当事者および裁判所がそれぞれ第1回口頭弁論期日までにしておくべき事柄を理解させ、併せて、原告準備書面(答弁書に対する認否・反論)の構想を検討する。

第7回 準備書面の作成

課題 準備書面の作成・提出

準備書面の確定

この段階で、双方の主張が整理されたことを前提に、受講生を原告・原告代理人、被告・被告代理人、裁判官の3グループに分割して、それぞれの役割分担を決定する。そのうえで、原告側、被告側の各人グループには、それぞれ証人・本人の陳述書の作成と、人証の尋問を想定して、証拠申出書・尋問事項書の作成を検討させる。

裁判官グループには、訴状、答弁書など当事者から提出された主張書面と証拠書類に基づいて、主張の整理を行い、争点確定の検討をさせる。同時に、今後の証人尋問により得られる証拠資料を想定して、これからどのように事実認定をしていくか、その過程と構造を理解させつつ、主要事実について心証が形成されず、真偽不明になった場合にはどうするのかも含めて、判決の成立に至る経過につき研究させる。

第8回 双方の陳述書、証拠申出書(尋問事項書添付)の作成

課題 双方の陳述書、証拠申出書(尋問事項書添付)の作成(原告側、被告側各別に)・提出

教科書(巻末・事件記録29—69頁)

原告側、被告側の各グループは、必要に応じてそれぞれ本人・証人予定者から再度の事情聴取を行い、陳述書および人証の申出書(尋問事項書添付)を作成し、弁論の準備をする。

第9回 第1回口頭弁論期日の実施

原告準備書面、双方の陳述書、証拠申出書(尋問事項書添付)の起案の講評

原告準備書面、双方の陳述書、証拠申出書(尋問事項書添付)の確定

第1回口頭弁論期日の実施(裁判官役) = 法廷教室

訴状、答弁書、原告準備書面の陳述

主張の要件事実的整理、争点の確定、証拠申出、採用決定、尋問順序・尋問時間の決定等

教科書(本論 54—65 頁)

模擬事案に基づき、これまでに作成し、提出した訴状や答弁書などの書類を用いながら、実際に法廷教室で、それぞれのセリフや動きも交えて、訴訟手続の進行を体験させる。

裁判所は、争点と証拠の整理手続を行うとともに、その結果にしたがって、証人尋問の採否を決定し、双方代理人との間で尋問の順序、予定時間などの打合せを行う。

第10回 第2回口頭弁論期日の準備

人証尋問のリハーサル実施(原告側、被告側各別に)

交互尋問の方法について学習する。主尋問および反対尋問、必要に応じて、再主尋問および再反対尋問について、立証事項のために効果的に証言を引き出すためにはどのようにすべきか、そこで求められるスキルとして、具体的な問い方、戦略的な問い方、異議の使い方など、どのようなものがあるか等を検討し、協議させる。

第11回 第2回口頭弁論期日(証拠調)の実施

第2回口頭弁論期日(証拠調)の実施(裁判官役) = 法廷教室

第1回口頭弁論期日での決定にしたがい、証拠調べ手続として、証人尋問を行い、次回期日を最終弁論期日として指定する。

双方の代理人による人証尋問、異議申立て、裁判官の決定、裁判官の補充尋問

尋問調書(要旨)は、裁判官役が担当して作成(録音)、次回までに提出。

第12回 第3回口頭弁論期日の実施

資料配布[その3](尋問調書=要旨)(全員)

第3回口頭弁論期日(和解・弁論終結)の実施

前日までに証拠調べ、証人尋問が終了したことを受けて、原告・被告双方からは証拠に基づく最終弁論を行い、また、裁判所からは、相当程度の心証が形成されていることを前提として、最終的な和解勧誘を行い、これが不調であれば口頭弁論を終結し、判決言渡し期日を指定する。

判決起案の検討 判決の形式、主文、争いのない事実、争点に対する判断等の検討

課題 判決主文、理由の要旨の作成(各グループ別)

第13回 第4回口頭弁論期日(判決言渡し)の実施

第3回口頭弁論期日(判決言渡し)の実施 判決の言渡し(裁判官役)

主文の朗読、理由の骨子の説示) = 法廷教室

判決についての議論(結論の妥当性、事実認定、法律判断、理由の構成等)

第14回 判決の講評

判決起案(結論の妥当性、事実認定、法律判断、理由の構成等)の講評

第15回 全体の講評

模擬裁判を通じて、訴状や答弁書における法的構成の仕方、その作成のされ方、証人尋問における具体的な問い方やスキル、裁判所の事実認定のあり方、判決における法的構成の仕方などを含めて、教員から全体的な講評を行うとともに、受講生全員で反省点などを議論し、それぞれの役割からの視点に重点をおいた、模擬裁判全体についての期末レポートを課題として提出させる。